

日本学生支援機構

北海道・岩手地方の台風による 罹災世帯の学生に対する 緊急・応急(第一種・第二種)奨学金の募集について 記

標記の災害(災害救助法の適用地域は以下を参照)で罹災し、家計が急変(支出が著しく増大もしくは収入が減少)した世帯の学生に対して、日本学生支援機構奨学金の緊急・応急採用の募集がありました。

希望学生は、10月7日(金)までに奨学課(戸山キャンパス学生会館1階)に相談してください。

- * 緊急・応急(第一種・第二種)奨学金は災害後1年以内であれば申請が可能ですので、締切に間に合わない場合は奨学課までご相談ください。
- * 下記学生は対象となりません。
学年延長生・標準修業年限内で卒業できない学生・通信教育課程・科目等履修生
被害を受けたのが本人または保証人ではない場合(親族は不可)
- * 高等学院・本庄高等学院・芸術学校の学生は所属校の事務所にお申し出ください。

(適用地域)

北海道：帯広市、空知郡南富良野町、河東郡音更町、河東郡士幌町、河東郡上士幌町、河東郡鹿追町、上川郡新得町、上川郡清水町、河西郡芽室町、河西郡中札内村、河西郡更別村、広尾郡大樹町、広尾郡広尾町、中川郡幕別町、中川郡池田町、中川郡豊頃町、中川郡本別町、足寄郡足寄町、足寄郡陸別町、十勝郡浦幌町
岩手県：盛岡市、宮古市、久慈市、遠野市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡軽米町、九戸郡野田村、二戸郡一戸町

以上

2016年9月8日
学生部奨学課